

第2回環境審議会資料1「環境影響評価方法書についての意見の概要」についての審議会委員意見及び事業者見解

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
1	全般	「一般の意見」に対して、十分なコミュニケーションの機会と時間をとり、可能な限りわかりやすく丁寧に説明をすることが必要であると考えます。	<p>今回、方法書手続きを行うにあたり、下関市域において、方法書の内容に関する地域住民等への説明会として法定説明会である2箇所に加え、漁業協同組合などの関係団体および自治会長や地域住民からのご要望に応じて、関係団体や各地区における個別説明会として8箇所（延べ9回）で開催させていただきました。</p> <p>今後、評価結果の内容についても同様の説明会を開催するなど、地域の方々と十分なコミュニケーションを取る機会を設け、可能な限り丁寧にご説明し、事業へのご理解を深めていくことに努めます。</p>
2	全般	全体に厳しい意見が多く見られる。現時点で発電施設との因果関係の解明が難しい意見や、発電施設以外の原因が考えられる意見も含まれているが、解明が少しでも可能なものについては、今回のアセスメントのための調査を通じて回答を得ようとする姿勢を示すことが住民に対する誠意であろう。少なくとも水質、騒音については、ある程度既存の事業と今回の事業の環境影響を科学的に解明することが可能である。	今回の環境アセスメントのための調査結果に加え、地域において経年的に把握されている水質等の既存資料の収集整理を行い、白滝山ウインドファームと今回の事業による環境影響を客観的に把握するとともに、それらの結果について、説明会等の機会を通じて地域住民の皆様にお伝えし、事業へのご理解を深めていくことに努めます。
3	水質 (No.2, 4, 13 など)	方法書の水質調査地点は影響を受ける領域をカバーしており適切と考える。下関側には既設風車があり、長門側には既設風車がないことから、工事開始前、工事中、工事終了後の3時期に調査を行うことで、過去	<p>環境影響評価では、予測の不確実性が残る項目について、事後調査計画を検討し、その計画に基づき事後調査を実施することとなります。</p> <p>水質に関して、今後の調査、予測、評価の結果をもとに、</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
		<p>の事業、今回の事業双方の水質影響の有無を明らかにすることができる。これを可能にするためには、降雨時の測定にあたっては、流量増が見込まれるような降雨に対して降雨継続中に複数回（できればロガーを用いて10分程度の時間間隔で）濁度（SSに換算）・水位（流量に換算）を測定してほしい。</p>	<p>事後調査の必要性や事業者が自主的に実施する工事中、供用後のモニタリング調査の必要性について検討してまいります。</p> <p>本事業の環境影響評価における水質調査では、降雨時の調査として、気象庁等による降水量予測を十分に把握し、流量増が見込まれる降雨時に2回の調査を予定しています。</p> <p>調査では、1回あたり3回の採水により浮遊物質（SS）の分析を行うとともに、それぞれの採水時の流量を測定することとしており、沈砂池の設置などにより濁水対策を行い、可能な限り、濁りのピークを抑えることに努めます。</p> <p>なお、ロガーによる濁度、流量の連続観測については、栗野川及び大坊川に流入する代表支川を選定するとともに、機器設置可能な構造物等の存在を確認のうえ、測定することを検討いたします。</p>
4	騒音 (No.5, 6 など)	<p>下関側、長門側に測点があるので、前項の水質と同様、過去の事業、今回の事業双方の騒音状況を明らかにできる可能性がある。ただし、風向きによって測定結果が偏る可能性があるため、暗騒音として運転レベルの風況で風向きが異なる場合の測定を行う必要がある。また現施設がない状態での暗騒音を推測する資料として、現施設が稼働しない風況での測定も実施していただきたい。</p>	<p>暗騒音の測定にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（環境省、平成29年5月）に基づき騒音の測定を行い、風力発電機設置想定尾根での風力発電機の稼働する有効風速の風況下における調査結果の取りまとめを行います。</p> <p>そのため、尾根上の風向・風速の測定結果から、騒音測定時が有効風速範囲であるか否かの判断を行います。また、騒音測定地点での風向・風速についても測定いたします。</p> <p>同マニュアルでは、有効風速範囲における測定期間として昼夜ともに3日以上確保できる期間とされているため、方法書では各季3日間と記載していますが、有効風速に至</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
			<p>らない時間帯（現施設においても稼働しない時間帯）も想定されることから、通常は5日間程度の連続観測を行うこととなります。</p> <p>このため、有効風速に至らない時間帯の暗騒音データについても整理を行い、現施設が稼働しない風況下での調査結果としたいと考えております。</p> <p>また、白滝山ウインドファームの稼働による暗騒音への影響把握として、白滝山ウインドファームの風力発電機のパワーレベル資料等の収集に努め、再現計算を行い、騒音の面的な広がりについても検討を行う予定です。</p>
5	<p>全般：当地で本事業を実施する必要性 （No.1, 17 など）</p>	<p>本来配慮書で述べるべき事項である。世界・国・県のエネルギー政策の中での本事業の位置づけと重要性、他の候補地ではなく当地に設置することの優位性、起こり得るデメリットに対する対策と補償などについて誠実に言葉を尽くすことが求められる。</p>	<p>本事業の目的については、世界・国・県及び市のエネルギー政策とともに配慮書及び方法書について記載し、地域住民などに対する方法書説明会および関係団体や各地区における個別説明会でもご説明し、説明会開催時のご質問等に対しても回答させていただきました。</p> <p>今後も引き続き、同様の説明会等において地域住民の皆さまに対して可能な限り丁寧にご説明し、事業へのご理解を深めていくことに努めます。また関係団体や地域住民の皆さまからご要望を伺い、必要に応じて保全対策や補償を検討し、また地域活性化について検討いたします。</p>
6	<p>全般 No.1、3、41</p>	<p>事業者見解として、「(他地域と比したときに) 既存風力発電で改変された場所の一部を活用できる可能性があること」「風況が発電事業にとって良いこと」と記されている。これは、事業者が当該予定区域を発電所建設地に選定した理由を回答したものと考えられる。</p>	<p>本事業では、白滝山ウインドファームで稼働している20基の風力発電機に対し、最大18基の計画とし、風力発電機の規模は大きくなるものの、基数を減少するよう、検討を行っています。</p> <p>白滝山ウインドファームの管理用道路を可能な限り活用</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
		<p>しかし地域住民の立場からみれば、本件事業は、現在稼働中の施設による環境変化に加え、新たに追加の追加が加わる可能性がある事業となる。このような状況下での「意見」であることを鑑みると、「環境影響を低減できる可能性がある」との事業者見解は、十分・適切な回答とは言えない。</p> <p>また当該意見は、「事業地選択の理由」を尋ねたものでなく、当該事業による環境変化への不安を述べ、それに対する事業者見解を尋ねたものと解するのが妥当であろう。</p> <p>事業者におかれては、本事業に伴う追加・継続的な環境影響に対する懸念の声が寄せられていることを理解いただき、環境影響評価手続を通じて十分な科学的調査を行うことを通して、環境変化に伴う地域住民等の不安の低減に努められたい。また、水質・騒音・生態系等の各論については、方法書（案）、ならびに事業者見解に記した内容に即し、環境影響の評価並びに低減に努められたい。</p> <p>また、環境影響評価の結果、もし新発電所の建設・稼働に伴い、自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼす可能性が明らかになった場合は、事業規模の縮小・中止等も含めた環境保全措置等を検討し、事業計画に反映されたい。</p>	<p>することで、新たに造成する道路等の面積も低減できることなどにより、「環境影響を低減できる可能性がある」と回答させていただきました。</p> <p>今後の環境影響評価手続を行うにあたり、方法書では、専門家の意見も踏まえ、動・植物、生態系など、すでに改変されている地域と新たに造成を検討している地域が比較可能なよう、調査地点の配置等を検討しています。また、その他の項目についても、各種マニュアルや基準等に準拠し、科学的に環境に与える影響について調査、予測、評価を与えるように手法や地点の選定を行っています。</p> <p>これら調査により、対象事業実施区域における改変区域の最小化に努めるとともに、必要に応じて環境保全措置を行い、新たに改変する地域においても、可能な限り環境影響の回避、低減を念頭に計画を検討して参ります。</p>
7	全般 No.17	<p>風況を「地域資源」と表現している。しかし、地域資源という言葉は、単に特定の場所に遍在する資源という意味を超え、地域社会がその発展のため活用す</p>	<p>「地域共生型再エネと環境省の取組」によると、「2050年カーボンニュートラルを達成するためには、地域の脱炭素化の取組がかかせず、そのためには地域資源である再エネ</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
		<p>る資源という意味を持つ。 風力発電を望まない主旨の意見が複数付される中、あえて風況を「地域資源」と表現することは、住民感情をいたずらに刺激し、環境保全のための対話に支障をきたしかねない。表現や用語の選択には注意されるようお願いしたい。</p>	<p>の活用が必要であり、あわせて地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、社会課題の解決に貢献する再エネ事業とすることが重要です。」と、再生可能エネルギーを地域資源として位置付けられていることから、風力発電事業の基本である風況を「地域資源」として記載させていただきました。 ご指摘を踏まえ、準備書以降において、表現や用語の選択に十分注意することに努めます。</p>
8	全般 No.35	<p>法令上の一般的位置づけ・対応ではなく、本件の事業対象実施区域における掘削等の土工・樹木伐採等の観点に基づく、保水機能への影響の可能性に関する見解を述べられたい。</p>	<p>意見の内容として、対象事業実施区域内の森林の多くは水源かん養保安林であり、伐採しないよう求めるものであったため、環境影響評価との手続きとは別に法令等を遵守した適切な対応を行う旨の回答をしていました。 ご指摘を踏まえ、準備書以降の図書において、No.4、19に記載したように、谷部での改変を極力避けること、山地の保水力として大切な山地中腹の大規模な改変は想定していないこと、対象事業実施区域のうち尾根上の改変についても最小化とすることで保水力等への影響を回避、低減することに努める旨の記載に修正いたします。</p>
9	全般 No.1、14、17、25、30、41	<p>事業者が、エネルギーに伴う温室効果ガス排出量削減に貢献する意図を持ち、本事業に取り組んでいることは理解する。 ただし、環境影響評価は、「本件事業に関する」環境保全に関する調査・予測・評価を行う手続きである。環境影響評価法第8条に関する「環境の保全の見地からの意見」には、「方法書について」との文言が付</p>	<p>ご指摘のとおり、環境影響評価は、「本件事業に関する」環境保全に関する調査・予測・評価を行う手続きであり、今回は、方法書に関する「環境保全の見地からのご意見」に対し、事業者の見解を示すものであり、事業実施そのものの妥当性やエネルギー供給の在り方について議論・主張する場ではないことは十分認識しています。 一方、いただいたご意見の中には、事業の妥当性、エネ</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
		<p>されている。事業の実施そのものの妥当性や、エネルギー供給の在り方等に関する議論・主張を行う場ではない。</p> <p>関連し、エネルギー基本計画等、各種計画における風力発電全般の位置づけは、本事業の環境配慮と直接関係しない。これは、ダム・火力・道路等の生活に不可欠な事業の個別検討にあたり、環境影響評価を通じて、環境の保全の観点から検討を行っていることと同じである。</p> <p>また、本事業が再生可能エネルギーの導入に関する事で、本事業の環境配慮の義務が減じられることもない。これは、風力発電はもとより、地熱発電等で環境影響評価が求められていることから明らかである。</p> <p>事業者見解の記載では、上記の事項に留意いただき、具体的な本件事業に関する環境影響を中心に整理されたい。</p>	<p>ルギー政策、環境影響評価の手続き以外の手続きに関連するものなども多く、そのようなご意見につきましては、意見書をご提出された方に真摯に向き合い、丁寧な説明を尽くすことは事業者として必要であると認識しており、それぞれの意見書に対する事業者の見解を記載させていただきました。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入に関する事で、環境配慮の義務が減じられているとの認識はなく、今後を含め、環境影響評価の手続きを適切に実施し、本事業を実施することによる環境影響を把握し、それら影響を極力回避、低減することを念頭に、今後の調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を確実に実行することといたします。</p>
10	水質 No.1	<p>「水源地への影響」とは具体的にどのような影響を想定されているのか。また、「濁水防止措置を十分とる」とは具体的にどのような措置があるのでしょうか。</p>	<p>方法書 p3-95 (115) にも示したとおり、栗野川の水は水道水源として利用されています。このため、本事業による工事中の濁水が栗野川に流出しないことを前提に事業を進める必要があると考えています。</p> <p>具体的な濁水防止措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水発生の要因となる改変区域を最小化すること ・新たに造成する管理用道路の法面など、裸地化した場所については、可能な限り早期の緑化をおこなうことにより、濁水の流出を防止すること

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
			<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機設置ヤードなど、雨水排水等の排水箇所については、沈砂池や流末ふとんかご、しがら柵などの土砂流出防止柵の設置をおこなうこと ・工事中は、工事関係者による日常の巡視、降雨後の沈砂池における堆積物の除去を適切に行い、機能を維持すること <p>などの対策を検討し、対象事業実施区域外への濁水流出の防止に努めることとしています。</p>
11	水質 No.2	「平成 19 年以降、極端に水質が悪化している状況はない」とあるが、既設風力発電所の建設により水質は悪化したと認めているのでしょうか。	<p>事業者見解にも示させていただいたとおり、「公共用水域水質測定データ」により公表されている水質データについて、昭和 60 年(1985 年)～令和 3 年(2021 年)の SS (濁り)、pH (汚れ)、BOD (汚れ) に関する測定値をみても年変動はあるものの、いずれも環境基準を下回っており、住民からのご意見にあるような栗野川の水質悪化は経年的に見られていないと考えています。</p> <p>なお、白滝山ウインドファームからは、2007 年 (平成 19 年) 10 月から 2008 年 (平成 20 年) 3 月までに実施した栗野川のにごり調査、および 2009 年 (平成 21 年) 4 月～同年 7 月までに実施した水質調査では、異常は見られなかったということを聞いております。</p>
12	全般 No.4	ボーリング調査による地下水脈の有無等の調査結果の開示はどのようなもののでしょうか。	<p>ボーリング調査は、風力発電機の設置において、設計上必要な情報ではありますが、環境影響評価調査で実施するものではありません。</p> <p>今後、準備書等でお示しする風力発電機の配置においては、そのような地下水脈が無い場所を選定し、設計を行っ</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
			<p>ていきます。現時点では、ボーリング調査結果の開示については予定しておりません。なお、地域住民からのご要望があれば、環境影響評価とは別に説明会等を開催することを検討いたします。</p>
13	全般	<p>縦覧場所 14 ヲ所設置されたことは良いとして、縦覧者数が 2 ヲ所で 7 名というのは、少数ではないかと思えますが、電子縦覧について、ページビュー数やユニークユーザー数、セッション数は把握されていますでしょうか。把握されていればそれぞれの数字を教えてください。</p>	<p>方法書手続きを行うにあたり、下関市域において、方法書の内容に関する地域住民等への説明会として法定説明会である 2 箇所に加え、漁業協同組合などの関係団体および自治会長や地域住民からのご要望に応じて、関係団体や各地区における個別説明会として 8 箇所（延べ 9 回）で開催させていただきました。</p> <p>その結果、縦覧者名簿に記載いただいた人数として、2 ヲ所で 7 名となります。</p> <p>また、電子縦覧では、方法書については、ページビュー数が 18,456、ユニークユーザー数が 155、セッション数は 228 であり、方法書要約書については、ページビュー数が 3,430、ユニークユーザー数が 46、セッション数は 55 でした。</p>
14	全般	<p>反対意見ばかりで、事業者としてすべて完璧に回答することが困難なこともあると思うが、誠意を尽くした回答をしていただきたい。（資料 1 の文面を見た限りの感想です）</p>	<p>意見書をご提出された方に真摯に向き合い、丁寧な説明を尽くすことは事業者として必要であると認識しており、それぞれの意見書に対する事業者の見解を記載させていただきました。</p> <p>今後も引き続き、地域住民の皆さまに対して可能な限り丁寧にご説明し、事業へのご理解を深めていくことに努めます。</p>